

情報共有システムの活用について

1 情報共有システム

情報共有システムとは、公共工事における受発注間のやり取りや工事書類の作成をWEBを通じて行うシステムです。

このシステムの活用により、工事帳票の処理の迅速化、日程調整の効率化及び受発注者間のコミュニケーションの円滑化等を図り、工事の生産性向上につなげるものです。

2 現状

これまでの受発注間のやり取りでは、資料を提出する移動時間が必要、修正依頼のやり取りの調整が難しい、大量な書類や資料の整理に時間を要する等の問題点がありました。

情報共有システムを活用すると、受注者はパソコンから書類を提出することができ、発注者からの修正依頼もメールで送られてくるため、受注者は移動時間・調整時間が削減できます。

3 情報共有システムの活用における利点

(1) WEB上での書類の発議・回覧・決裁が行うことができること。

WEB上での書類のやり取りが行うことができるため、移動時間、印刷物の削減につながります。ワークフローでは、書類がどこで止まっているかといった、申請状況が確認できます。

(2) 図面などの大容量のファイルを共有できること。

情報共有システムでは、サーバー上で大容量のファイルを共有できるので、円滑にデータのやり取りができます。

(3) 検査準備作業の軽減

工事打合せ簿、報告・協議書、履行報告書、段階検査・立会願等がWEB上で、簡単に作成でき、受注者の検査準備作業を軽減します。

(4) 工事帳票の電子納品対応

情報共有システムで決裁された書類を電子納品形式でダウンロードすることができます。

4 本市の対応

本市は、受注者と受注者が選択した情報共有システムの提供者が契約し、受注者の費用負担で情報共有システムを活用することとします。

5 対象工事

本市が発注する、令和3年10月1日以降に契約締結する設計金額1千万円以上の工事（営繕積算方式による工事を除く。）は、原則、情報共有システムを活用することとします。

なお、1千万円未満の工事についても、受注者からの希望があれば、活用可能とします。

○特記仕様書の記載例

対象工事の特記仕様書には、情報共有システム活用の対象工事であることを明示する。

【記載例】

「19. その他」に、次のとおり記載する。

本工事は、情報共有システムの対象工事である。本システムを利用する場合、受注者は、上天草市情報共有システム活用要項に基づき、発注者と事前協議を行うこと。

6 活用可能な情報共有システム

活用可能な情報共有システム提供者は、以下のとおりです。

- 株式会社建設システム
<http://www.kentem.jp/products/kjk>
- 株式会社建設総合サービス
http://www.wingbeat.net/cals_ec/asp.html
- 株式会社現場サポート
http://gcloud.genbasupport.com/kumamoto_asp
- 日本電気株式会社
<http://www.kumamoto.calsasp.jp>

【本市が情報共有システム提供者に求める機能】

- ・ 国土交通省のホームページに掲載されている「情報共有システム提供者における機能要件（Rev5.2）に対応した情報共有システム提供者のシス

テムであること。

- ・ 本市が指定している書式を満足するシステムであること。
- ・ 上天草市電子納品ガイドラインに規定する適用要領・基準に対応した工事書類等出力・保管支援機能を有すること。

7 費用について

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれます。

8 活用開始までの流れ

- ① 受注者は、活用する情報共有システムを選定し、発注者と協議します。
- ② 発注者は、受注者が選定した情報共有システムが活用可能なシステムであることを確認し、発注者の基本情報（※）を受注者に提供します。
- ③ 受注者は、情報共有システム提供者と契約を締結し、基本情報を登録します。
- ④ 情報共有システム提供者は、受発注者にID及びパスワード等を連絡します。

※ 基本情報とは、工事案件の情報及び決裁ルート設定に必要な役職氏名等をいいます。

